

# 佐呂間町行政改革大綱

平成 17 年 8 月 1 日 佐呂間町行政改革推進本部 決定

## 行政改革の基本的な考え方

### 1 これまでの取り組み

佐呂間町においては、昭和 60 年に佐呂間町行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しをはじめとし、組織・機構の簡素合理化、補助金の削減など、より効果的な行財政運営に努めてきました。

その後、平成 8 年には、社会経済情勢の変化に伴う住民ニーズの高度化、多様化、さらに地方分権による国から地方への権限移譲の動きなど、地方自治体に対する行政需要に対応するため、第 2 次となる行政改革大綱を策定しました。

翌年 4 月には、行政改革大綱を確実に推進するための行財政改革推進計画を策定し、事務事業の見直しをはじめ、様々な改革に取り組んできました。

### 2 新しい行政改革大綱策定の趣旨

佐呂間町の行政改革は、行政改革大綱に基づき全庁を挙げて取り組み、効率的な行政運営と住民サービスの向上に一定の成果を挙げてきました。

しかし、21 世紀を迎えた今日、景気の低迷が長期化する中、超少子高齢化や情報化は急速に進行し、社会情勢がめまぐるしく変化する状況下において、町民の価値観もさらに多様化してきています。こうした中、地方分権の受け皿であり住民に一番身近な基礎自治体である市町村のあるべき姿を求めて、上湧別町・湧別町との 3 町による法定合併協議会を設立し、合併協議を行ってききましたが、平成 17 年 3 月、湧別町が合併協議会からの離脱を表明したことにより、3 町による合併協議会は解散されました。

このような状況の中、今後は、単独による自立の道を歩むこととなり、これまで以上に行政改革に取り組む必要があります。

近年の厳しい経済状況は財政運営に多大な影響を及ぼしており、この状況に柔軟かつ弾力的に対応できる簡素で効率的な行政運営を行うことは、町民との協働をはじめ、様々な問題に対応できる組織や基盤を確立する必要があります。そのためには積極的に行政運営全般についての見直しを行うとともに、職員の意識改革と資質の向上を図ることが重要となっています。

行政運営は、最小の経費で最大の効果を上げることが基本であり、行政改革は、社会経済環境の変化に対応して、行政サービスを提供していくため、効果的、効率的な行政運営をしていくための仕組みを改めるものです。

そのため、国の指針に基づいた行政改革も進め、簡素で効率的な行政運営を行うべく、第 3 次となる「佐呂間町行政改革大綱」を策定し、計画的に行政改革を推進していきます。

### 3 行政改革の基本方針

#### 1) 住民自治の充実

自治体の自己決定権が拡大される中で、個性的かつ魅力的なまちづくりを進めていくためには、住民と行政の連携強化の必要性がますます高くなっています。

本町がめざす自治は、自助・共助・公助の3つの要素で成り立っています。

公助は行政において行われ、それ以外の自助・共助は住民の手により行われるものです。

町の財政が一層厳しさを増していることから、これからは、過度に手厚い行政サービスを行うのではなく、公助組織としてより厳選された行政サービスを行っていかねばなりません。

このことは、補完性の原則に基づくものであり、さらに、自分のことを他人まかせにしないという自己責任の原則でもあります。

加えて、住民が積極的にまちづくりに参加できる仕組みづくりやまちづくりを自ら行うという意識改革への取り組みも重要となっています。

これからは、自助・共助・公助がバランスよく成り立つ「住民と行政の協働自治」の確立をめざします。

#### 2) 効率性の追求

町が行う業務には最小の経費で最大の効果を挙げるという「効率性」が求められています。

自治体は、町民からの負託を受けて様々な活動を行っていますが、町民はその地域において自治体を選択することができません。これらのことから、町は町民に対する重大な責任を有しているといえます。

自治体は倒産しないという危機感の欠如によりもたらされる「官体質」からの脱却を図るため、自治体運営に効率性を追及していきます。

#### 3) 健全財政の確立

本町の財政状況は、自主財源に乏しく、さらに、国の三位一体の改革により地方交付税も大幅に減少する傾向にある中、今まさに、効率的な財政運営が求められています。

費用対効果に見合った支出に努めるとともに、佐呂間町の将来の発展に繋がる事業には十分配慮し、住民福祉の向上を図るなど、単なる支出削減のみにとどまることのないよう留意しなければなりません。

このことから、長期的な視点に立ち、弾力的でバランスの取れた財政構造の構築に努めながら健全財政の確立をめざします。

#### 4 行政改革推進のための重点事項

- 1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 2) 組織・機構の見直し
- 3) 定員管理及び給与の適正化
- 4) 職員の能力開発等の推進
- 5) 行政の情報化推進等による行政サービスの向上

#### 5 行政改革の進行管理

行政改革の主体となるのは、職員一人ひとりであり、常に問題意識をもって事務事業の執行に努める必要があります。そのため、行政改革を着実に実施していくため、大綱の策定とあわせ、改革の具体的な取組内容や計画を定めた推進計画を策定し、その進行管理の徹底を図ります。

##### 1) 庁内の推進体制

行政改革の推進にあたっては、佐呂間町行政改革推進本部を通じて全庁的な体制で取り組みます。

##### 2) 町民への公表

行政改革の進捗状況については、広報やホームページ等を通じて広く公表し、住民の理解を得ながら行政改革を推進していきます。

#### 6 行政改革の実施期間

行政改革の実施期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とし、さらに、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間は集中改革期間として位置付けます。なお、実施項目については、社会経済情勢の変化等に対応し、適宜その追加、修正等を行うものとします。

## 行政改革の推進事項

### 1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に対応していくためには、絶えず事務事業についての見直しを行い、事業の優先度を明確にし、効率的な事業執行を図るとともに、事務手続の簡素、効率化を図られるよう常に見直しを行います。

また、計画 - 実施 - 評価 - 改善 といったPDCAサイクルを導入し、計画から改善までのプロセスを継続することにより、事前評価はもとより、事後評価システムの確立を図ります。

さらに、厳しい財政状況の下、財源の効率的・効果的活用を図るため、行政コストを極限まで抑える等、健全な財政運営の推進に努めるとともに、将来を見据えた財源の確保や経費全般の見直しにより節約と合理化を図ります。

### 2 組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や複雑化・多様化する住民ニーズに的確にこたえていくためには、常に時代に即応した組織・機構の見直しを行い、簡素で効率的な組織の構築に努めます。

見直しにあたっては、既存の形態にとらわれず、スクラップ・アンド・ビルドの徹底と、「新しい行政課題への対応」と「スリム化・効率化・フラット化」の両立を図りながら、施策の総合的・機能的に展開できる簡素にして効率的な組織・機構の見直しを行います。

### 3 定員管理及び給与の適正化

厳しい財政状況の中で住民サービスの見直しが進んでおり、今まで以上に職員に対する住民の評価が厳しくなっています。

適正な定員管理を推進するためにも、行政需要の動向や定員の現状分析等を勘案し、定員適正化計画を策定するとともに、当分の間、退職者は不補充とし、新たな行政需要に対しては職員の配置転換等により対応を図ります。

給与については、社会経済情勢と、本町の厳しい財政状況を踏まえ、給与制度とその運用、給与水準、手当等の見直しを行い、適正化に努めます。

さらに、職員給与や職員数の状況については、町民の理解が得られるよう広報等を通じ広く町民に情報提供していくなど、透明性の向上を図ります。

### 4 職員の能力開発等の推進

地方分権が推進される中、新たな行政課題に柔軟に対応できる職員の育成と町民の目線で政策を立案できる職員の意識改革を進めるため、職員に対する各種研修の強化や、持てる能力を最大限に引き出せるよう人材育成等を行い、職員の資質向上を図ります。

## 5 行政の情報化推進等による行政サービスの向上

行政内部の透明化を推進するため、予算や決算に関する資料、事業評価等に関する資料等の公表など、行政情報の発信による説明責任と行政の透明化を推進します。

また、住民のニーズをリアルタイムで把握するため、インターネット等を活用し、誰もが町政に参加できる環境づくりや行政サービスの向上を図ります。

## 主な推進検討項目

分 類	推 進 項 目
事務・事業の再編・整理、 廃止・統合	補助金・負担金等の見直し 各種使用料・手数料の見直し 民間委託の推進 各種業務委託の見直し 財政運営の健全化 行政コストの削減 有償ボランティア制度の検討 公用車の配置見直し 入札制度の見直し（入札予定価格事前公表制度の検討） 税滞納者に対する公表制度の検討 新税の調査研究
組織・機構の見直し	行政組織の改革 各種委員会・審議会の見直し（統合・再編・報酬等） 住民参加型の行政手法の検討 市町村合併問題の調査研究 時間差出勤制度の導入検討 職員降任制度の導入検討
定員管理及び給与の適正化	定員管理適正化計画の策定 給与水準の是正、給与制度見直し及び運用の適正化 時間外勤務手当の削減 早期退職制度導入の検討
職員の能力開発等の推進	計画的な職員研修の推進 人事管理制度の推進 職員倫理規程の策定
行政の情報化推進等による 行政サービスの向上	電子自治体の推進 申請事務手続の簡素化、迅速化の推進